

静岡県「持続可能な権利擁護支援事業」(取組開始：令和4年度～6年度)

※令和6年度までの取組状況

- ①
- [1]法人後見の取組に民間事業者等の参画を促す取組
 - [2]日常生活自立支援事業の取組に民間事業者等の参画を促す取組

- ②
- 身寄りのない人等に対する市町村が関与した新たな生活支援(金銭管理等)・意思決定支援に関する取組

- ③
- [1]寄付等による多様な主体の参画を促す取組
 - [2]支援困難事案に都道府県等が関与する取組

- 新
- [1]包括的な相談・調整窓口の整備
 - [2]総合的な支援パッケージを提供する取組

対象地域

【面積】7,777.43km²
【人口】3,591,533人
【うち65歳以上】1,103,916人
【高齢化率】30.7 %

※令和6年4月1日現在

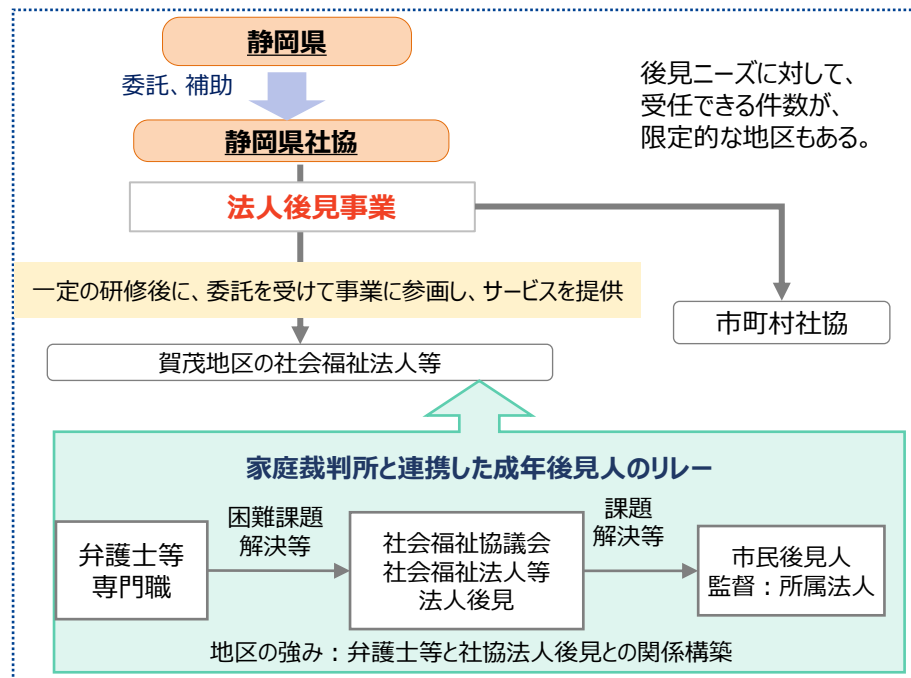
背景・経緯

- ・ 賀茂地区1市5町(約6万人)は、人口減少が続く、高齢化のピークを迎えている。高齢化の進展とともに、認知力が低下する高齢者も増加している。
- ・ 一方で、子ども世帯は地域外に出ていき、家族による相互補完機能が低下している。
- ・ こうした状況で、専門職後見人も不足しており、社会福祉協議会が法人後見で受任できる件数にも限りがあり、持続可能な権利擁護支援を展開するために、社会福祉協議会以外の法人後見の担い手を増やしていく必要があることから、社会福祉法人の地域における公益的な取り組みとして法人後見の実施を働きかけることとした。

事業概要、実施スキーム

【事業概要】

賀茂地区の社会福祉法人等に参画いただき、新たな法人後見の担い手となっていくとともに、家庭裁判所及び専門職団体等も含めた、地区での受任者調整及びリレーの仕組みづくりを進めていく。



ステークホルダーの役割

【都道府県等】静岡県

- ・ 予算の確保
- ・ 事業推進調整
- ・ 賀茂地域の課題を踏まえ、解決策を探るため、静岡県社会福祉協議会へ事業を委託

【都道府県社協】静岡県社会福祉協議会

- ・ 静岡県からの事業受託
- ・ 弁護士、司法書士、社会福祉士、社会福祉法人の有識者等による企画運営会議の開催
- ・ 法人後見養成研修の実施
- ・ 家裁等を交えた法人後見等推進の調整

【その他】

○弁護士等専門職

- ・ 専門職後見人の人数、受任件数に関する現状の報告、法人後見事業担当者に対する支援方策案の提示 等

○社会福祉協議会

- ・ 専門職団体及び地域の関係者に対する社協後見の状況報告

○法人後見人

- ・ 新たな法人後見人としての役割

基本指標 (R6.2時点)

● 予算：

- ・ R 4 : 1,100千円
- ・ R 5 : 1,100千円
- ・ R 6 : 1,129千円

● 開催頻度：

- R 4 : 企画運営会議 1 回、家裁との意見交換 2 回
 - R 5 : 企画運営会議 3 回、企画運営会議実務部会 2 回
 - R 6 : 企画運営会議 1 回、家裁との意見交換 1 回
- 法人で1件受任⇒法人後見支援員が活動中

工夫、配慮等

● 取組の際のイメージ

- ・ 専門職を交えた地域のネットワークで法人後見をサポート
- ・ 社会福祉法人の認可要件及び監査体制等の状況を家裁と共有し、家裁に社会福祉法人の公共性を理解してもらう
- ・ 1 市 5 町で広域実施している市民後見人養成研修の修了者が法人後見支援員として活動
- ・ モデル事業での検討ノウハウ等を踏まえて法人後見推進の研修会を令和 6 年度から実施

現状の課題、今後の展開

● 現状の課題

- ・ 担い手をどのように見つけるか
 - ✓ 法人後見の新たな担い手をどのように確保するか。
 - ✓ 現状は、社協以外の社会福祉法人が中心となると思われるが、社会福祉法人側の本業での人材難もあり、公益的な取り組みとしての展開が難しい。
- ・ 法人後見のノウハウのある業務担当者の確保
 - ✓ 法人内で中核的な役割を担う職員（社会福祉士等）がいない場合、伴走支援の仕組み作りが必要では。

● 今後の展開

- ・ 今回、必ずしも十分な成果が得られた訳ではないが、今回の取組を今後全県の取組として広げていきたい。

利用の流れ

